

## 社会福祉法人和楽日会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和楽日会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとします。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給します。

- (1) 常勤役員等については、(職員を兼務する役員「理事長・施設長等」)については、役務に応じた報酬を支給し、給与及び賞与、退職手当等については法人給与規程に定めるところにより支給するものとします。
- (2) 非常勤役員等については、役務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しません。ただし、交通費については、法人給与規程に定める通勤手当に準じて取扱い支給するものとします。

### (報酬等の金額及び算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の金額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとします。

- (1) 報酬については、別表第1に定めるとおり支給するものとします。
- (2) 報酬支給の算定に当たっては、月の初日から当月末までの役務出勤明細表により確認し、支給するものとします。
- (3) 役員等が職務のため研修等による出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給します。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等及び非常勤役員等に対する報酬等の支給については、役員役務等実績翌月の25日とし、銀行振込で全額を支給します。また、支給日が休日に当たる時は前日とします。ただし、毎月の収支報告書の状況を勘案し、著しく経営に支障をきたすおそれがある場合には、支給を見合わせることもあります。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給します。

### (端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端

数処理を行います。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てます。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げます。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表します。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行います。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることとします。

付則 この規程は、平成 29 年 6 月 13 日に定時評議員会にて承認され、平成 29 年 4 月 1 日より施行します。

## 別表第1 役員等の報酬

### (1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設役務のための出勤及び出張	10,000 円

### (2) 理事及び監事

#### ①理事長

	日 額
理事会への出席	30,000 円
上記の他、法人及び施設役務のための出勤及び出張	15,000 円

#### ②常務理事

	日 額
理事会への出席	25,000 円
上記の他、法人及び施設役務のための出勤及び出張	13,000 円

#### ③理事

	日 額
理事会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設役務のための出勤及び出張	10,000 円

#### ④監事

	日 額
理事会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設役務のための出勤及び出張	10,000 円